

平成 25 年第 4 回玉城町議会定例会会議録 (第 4 号)

招集年月日 平成 24 年 9 月 10 日 (水)

招集の場所 玉城町議会議場

開 議 平成 24 年 9 月 19 日 (金) (午前 9 時 00 分)

出席議員	1 番 中西 友子	2 番 北 守	3 番 坪井 信義
	4 番 北川 雅紀	5 番 中瀬 信之	6 番 山口 和宏
	7 番 奥川 直人	8 番 山本 静一	9 番 前川 隆夫
	10 番 川西 元行	11 番 風口 尚	12 番 小林 豊
	13 番 小林 一則		

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	中郷 徹	教 育 長	山口 典郎
総務課長	林 裕紀	会計管理者	前田 浩三	税務住民課長	田畑 良和
生活福祉課長	中村 元紀	上下水道課長	東 博明	産業振興課長	田間 宏紀
建設課長	松田 幸一	教育事務局長	中西 元	病院老健事務局長	田村 優
総務課長補佐	見並 智俊	教育委員長	加藤 禎一	監 査 委 員	中西 正光

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 小林 一雄 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 藤井亮太

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 5 1 号 平成 2 4 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について (討論・採決)
- 第 3 議案第 5 2 号 平成 2 4 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (討論・採決)
- 第 4 議案第 5 3 号 平成 2 4 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について (討論・採決)
- 第 5 議案第 5 4 号 平成 2 4 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について (討論・採決)
- 第 6 議案第 5 5 号 平成 2 4 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について (討論・採決)
- 第 7 議案第 5 6 号 平成 2 4 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (討論・採決)
- 第 8 議案第 5 7 号 平成 2 4 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (討論・採決)

- 第 9 議案第58号 平成24年度玉城町病院事業会計決算の認定について (討論・採決)
- 第10 議案第59号 平成24年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について (討論・採決)
- 第11 議案第60号 平成24年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について (討論・採決)
- 第12 議案第61号 平成24年度玉城町下水道事業会計決算の認定について (討論・採決)
- 第13 議案第62号 延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (討論・採決)
- 第14 議案第63号 玉城町ふるさと応援基金条例の制定について (討論・採決)
- 第15 議案第64号 平成25年度玉城町一般会計補正予算 (第2号) (討論・採決)
- 第16 議案第65号 平成25年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) (討論・採決)
- 第17 議案第66号 平成25年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第1号) (討論・採決)
- 第18 議案第67号 平成25年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) (討論・採決)
- 第19 議案第68号 平成25年度玉城町水道事業会計補正予算 (第1号) (討論・採決)
- 第20 議案第69号 平成25年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第1号) (討論・採決)
- 第21 請願第 1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書 (追加議案)
- 第22 請願第 2号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書 (追加議案)
- 第23 請願第 3号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書 (追加議案)
- 第24 請願第 4号 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書 (追加議案)
- 第25 発議第 3号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について
- 第26 発議第 4号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について
- 第27 発議第 5号 教職員定数改善計画の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について
- 第28 発議第 6号 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書の提出について

- 第29 発議第 7号 道州制導入に断固反対する意見書の提出について
- 第30 辞職第 1号 議長辞職の件
- 第31 選挙第 1号 議長選挙について
- 第32 辞職第 2号 副議長辞職の件
- 第33 選挙第 2号 副議長選挙について
- 第34 選任第 1号 常任委員会委員の選任について
- 第35 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について
- 第36 選挙第 3号 伊勢広域環境組合議会議員選挙について
- 第37 選挙第 4号 菊狭間環境整備施設組合議会議員選挙について
- 第38 選挙第 5号 伊勢地域農業共済事務組合議会議員選挙について
- 第39 選挙第 6号 わたらい老人福祉施設組合議会議員選挙について
- 第40 議案第70号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第41 指定第 1号 議員の議席指定変更について
- 第42 発議第 8号 閉会中の継続審査の申し出について

開議の宣告

○議長（風口 尚）ただ今の出席議員数は13名で、定足数に達しております。
よって、平成25年第4回玉城町議会定例会 第4日目の会議を開会いたします。
本日の議事日程は、お手許に配布のとおりであります。

会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚）日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
9番 前川 隆夫 君 10番 川西 元行 君
の2名を指名いたします。

議案の上程

○議長（風口 尚）次に日程第2 議案第51号 平成24年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし日程第12 議案第61号 平成24年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

只今、一括議題となりました各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。これより予算決算常任委員会の委員長報告を求めます。予算決算常任委員長 小林一則君

○予算決算常任委員長（小林一則）議長より、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので只今議案となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第 51 号 平成 24 年度 玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、ないし議案第 61 号 平成 24 年度玉城町下水道事業会計決算の認定についての委員会審査を去る 9 月 13 日午前 9 時より、第 1 委員会室において町長、副町長、教育長、並びに関係課長、関係室長及び関係課長補佐の出席と、議長同席のもとに委員 1 2 名により、審査を実施いたしました。詳細な審議内要については後日、会議録をご高覧賜りたいと思います。

それでは、一括議題となっております議案第 51 号、ないし議案第 61 号について審査結果の報告をいたします

初めに、議案第 51 号 平成 24 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたしました。質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 52 号 平成 24 年度 玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 53 号 平成 24 年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 54 号 平成 24 年度 玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑を終了し、討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 55 号 平成 24 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 56 号 平成 24 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 57 号 平成 24 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 58 号 平成 24 年度玉城町病院事業会計決算の認定につきましては、質疑・討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 59 号 平成 24 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 60 号 平成 24 年度 玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 61 号 平成 24 年度玉城町下水道事業会計決算の認定につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました議案第 51 号、ないし議案第 61 号についての委員会審査の報告といたします。

○議長（風口 尚）以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員長の報告に対する質疑を省略いたします。

これより各議案ごとに採決を行います。

只今、議題となっております議案に対する討論の通告はありませんので、これより採決を行います。

まず、議案第 51 号 平成 24 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、本案は委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第 52 号 平成 24 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって、本案は委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第 53 号 平成 24 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第 54 号 平成 24 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第 55 号 平成 24 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第 56 号 平成 24 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第 57 号 平成 24 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第58号 平成24年度玉城町病院事業会計決算の認定について採決いたします。
本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第59号 平成24年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第60号 平成24年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第61号 平成24年度玉城町下水道事業会計決算の認定について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告の通り認定されました。

次に、日程第13 議案第62号 延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、および日程第14 議案第63号 玉城町ふるさと応援基金条例の制定についてを一括議題といたします。

只今、議題となりました各議案につきましては総務産業常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されています。

これより総務産業常任委員会の委員長の報告を求めます。総務産業常任委員会委員長 前川隆夫君。

○総務産業常任委員会委員長 (前川 隆夫)

議長より総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、只今議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

総務産業常任委員会に付託されました、議案第 62 号 延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、及び、議案第 63 号 玉城町ふるさと応援基金条例の制定についての委員会審査を去る 9 月 18 日、午前 9 時より第 1 委員会室において、町長・副町長並びに教育長また関係課長の出席のもと、7 名の委員により審査を行いました。

詳細については、会議録をご高覧賜りたいと思います。

まず、議案第 62 号につきましては、質疑を行い、委員より「他の料についても適用がなされるのか」の問いに、町より第 1 条において税以外諸収入金として適用を規定しているとの回答でした、また、委員より「6 月の町税条例改正時になぜ同時に提出をされなかったのか」の問いに、町より税改正による町税条例改正を先に済ました上で、内部調整を行い一括上程を行った。なお、適用が平成 26 年 1 月 1 日からなので問題はないとの回答でした。その他質疑を終了し、討論はなく採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 63 号 につきましては、質疑を行い、委員より「寄附者に使用の報告をしているのか。」の問いに、町よりどのようなものに使用したか、寄附者に報告をしているとの回答でした。また、委員より「寄附金はすべてこの基金に積むのですか。」の問いに、町より基本的にはこの基金へ積みます。ただ寄附者から保育所の図書を買ってほしいとかと言うご指定をされる場合にはこの基金には積まないとの回答でした。また、委員より「第 3 条で、毎年度公表しなければならないとあるがどのような方法で行うか。」の問いに、町より運用等の状況の公表を義務付けている。これについては広報・ホームページで行い、どのように使用したかを細かく具体的に限られた紙面の中でお伝えをして行きたいとの回答でした。その他質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。以上、総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（風口 尚）以上で、総務産業常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより、議案ごとに討論・採決を行います。只今、議題となっております議案に対する討論の通告はありませんので、これより採決を行います。

まず、議案第 62 号 延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 63 号 玉城町ふるさと応援基金条例の制定について、採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(風口 尚) 次に 日程第 15 議案第 64 号 平成 25 年度 玉城町一般会計補正予算(第 2 号) ないし、日程第 20 案第 69 号 平成 25 年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第 1 号) についてを一括議題といたします。

只今、一括議題となりました各議案につきましても、予算決算常任委員会に付託され 審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これより予算決算常任委員会の委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会 委員長 小林一則君。

○予算決算常任委員会 委員長(小林一則) 議長より 予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました議案第 64 号 平成 25 年度 玉城町一般会計補正予算(第 2 号)、ないし議案第 69 号 平成 25 年度玉城町下水道事業会計補正予算(第 1 号)についての委員会審査を 9 月 13 日第 1 委員会室において、平成 24 年度の決算認定の審査終了後実施いたしました。その審査内容は、会議録をご高覧賜りたいと思います。

それでは、一括議題となっております各議案につきまして審査結果の報告をいたします。

議案第 64 号は、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 65 号・議案第 66 号・議案第 67 号・議案第 68 号につきましては、いずれも質疑・討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決いたしました。

次に議案第 69 号は、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で、原案のとおり可決いたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長(風口 尚) 以上で 予算決算常任委員会の委員長報告は終わりました。

この際、予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑は省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑を省略いたします。

只今議題となっております議案に対する討論の通告はありませんので、これより議案ごとに採決を行います。

まず、議案第64号 平成25年度玉城町一般会計補正予算(第2号)の採決を行います。
本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号 平成25年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号 平成25年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)の採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号 平成25年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号 平成25年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)の採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号 平成 25 年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員 であります。

よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより追加議案の審査を行います。

日程第 21 請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書
ないし、日程第 24 請願第 4 号 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策
の充実を求める請願書を一括議題といたします。

ただちに、紹介議員 坪井信義君の趣旨説明を求めます。坪井 信義君

○3番 (坪井信義) 只今議題となりました、請願第 1 号から第 4 号までの提出者は三重県度
会郡 PTA 連絡協議会会長 森井裕氏、三重県度会郡校長会 会長 平尾恵子氏、三重県教
職員組合度会支部 支部長 北畠充生氏の 3 名です。なお、第 1 号から 3 号につきまして
は以前にも同様の趣旨で請願採択された経緯がございますが、まず、請願第 1 号 義務教
育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願につきまして、趣旨説明を行います。

1950 年、国庫負担制度は廃止され一般財源化となりました。地域間格差が生じた結果、
一時期復活したものの 1985 年に一般財源化が推し進められ、2006 年には国庫負担率は 3
分 1 に縮減されています。このような状況の中でますます地域間格差が広がることとなり
ます。未来を担う子どもたちの豊かな学びを保障することは極めて重要なことであり、地方
の財政状況に影響されることのないよう義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を強
く要望します。

請願第 2 号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願につ
いて趣旨説明をいたします。

激しい雇用情勢は、住民生活に大きな負担と子どもたちのくらしや学びに大きな影響を
与えています。日本は教育支出における国の負担が少なく、OECD 加盟国 32 カ国中最下位
となっております。高校無償化をはじめ、各種の施策がすすめられてきました。

しかしながら、保護者の負担が十分に軽減されたわけではありません。そのため、現行
の高校無償化制度の権利をはじめ、給付型奨学金の創設など一層の支援策と、すべての子
どもたちの学ぶ機会を保障するため、保護者負担の軽減と就学・修学保障制度の拡充を強
く切望します。

次に、請願第3号「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願について趣旨説明を行います。

少人数学級が実施されている学校では子どもたちの活躍する場が増え、意欲的になったまた、子どもの話をゆっくり聞くことができるなど大きな成果を上げています。

しかし、新たな学年への35人学級への拡充は措置されず教育課題に対応するための定数改善も不十分です。山積する教育課題の解決を図り、子どもたちの豊かな学びの補償に向け教職員定数改善計画の着実な実施と教育予算の充実を強く要望するものであります。

最後に請願第4号 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願について趣旨説明をいたします。

5月28日、中央防災会議が発表した南海トラフ巨大地震防災対策の最終報告ではハード面の整備はもちろん、防災教育をはじめとする事前防災等の対策を、具体的に実施すべきとしています。このような中三重県では学校の耐震化が着実に進められておりますが、学校は子どもたちをはじめ多くの地域住民が活動する場であり、地域の拠点でもあります。災害時には避難場所となるなど、重要な役割を担っています。早期の耐震化率100%達成が急がれます。更に登下校中における子どもたちの安心安全の確保に向け、総合的な学校安全対策を進めることを強く要望します

以上4件の趣旨説明をさせていただきました。ご理解いただきますよう宜しくお願いを申し上げます。

○議長（風口 尚）以上で、紹介議員の趣旨説明は終わりました。

お諮りいたします。

只今、議題となっております請願第1号、ないし請願第4号については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「ご異議なし」と認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、各請願 ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と、更なる充実を求める請願書の質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて、討論を終結いたします。
これより、採決いたします。
本案は、採択することに、賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

挙手全員であります。
よって本請願は、採択することに決しました。

次に、請願第2号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書の質疑を行います。

発言を許します。
(「議事進行」の声あり)

質疑なしと認めます。
以上で、質疑を終了いたします。
これより、討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。
これより、採決いたします。

本案は、採択することに、賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

挙手全員であります。
よって本請願は、採択することに決しました。

次に、請願第3号「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書の質疑を行います。

発言を許します。
(「議事進行」の声あり)

質疑なしと認めます。
以上で、質疑を終了いたします。
これより、討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。
これより、採決いたします。
本案は、採択することに、賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本請願は、採択することに決しました。

次に、請願第4号 防災計画の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書の質疑を行います。

発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、採択することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本請願は、採択することに決しました。

暫時休憩いたします。

(午前9時43分 休憩)

(第4号の日程追加・意見書 配布)

(午前9時44分 再開)

再開いたします。

只今、「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める意見書ないし「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実」を求める意見書及び「道州制導入に断固反対する意見書」が提出されました。

この際、発議第3号ないし発議第7号を日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号ないし発議第7号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。

発議第3号ないし発議第6号については、趣旨説明、質疑を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、趣旨説明、質疑は省略することに決しました。

まず、発議第3号ないし発議第6号について各意見書ごとに討論、採決を行います。

まず、発議第3号「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める意見書の提出についての討論を行います。

それでは反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書の提出についての討論を行います。

それでは反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第5号「教職員定数改善計画の着実な実施と教育予算拡充」を求める意見書の提出についての討論を行います。

それでは反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第6号「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実」を求める意見書の提出についての討論を行います。

それでは反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第7号「道州制導入に断固反対する意見書」の提出について提出者 中瀬信之君の趣旨説明を求めます。5番 中瀬信之君

○5番(中瀬 信之) 只今、議長より趣旨説明を求められましたので、説明させていただきます。発議第7号 道州制導入に断固反対する意見書について、全国町村議会議長会は、平成20年以来、民主自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、本年4月15日には、町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは遺憾であるとする緊急声明を行いました。更に、7月18日には、道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところであります。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に道州制への移行のための改革基本法案を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせています。

よって、我々玉城町議会は、道州制の導入に断固反対いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。なにとぞご理解いただきますようお願いをいたします。

○議長(風口 尚) 趣旨説明は終わりました。お諮りいたします。只今、議題となっております発議第7号については、質疑を省略し、討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。ご異議なしと認めます。よって質疑を省略し、討論、採決を行います。それでは、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第7号「道州制導入に断固反対する意見書」の提出について賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

只今、可決されました意見書については後日関係方面へ提出いたしますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

(午前9時51分 休憩)

(中瀬信之副議長 議長席へ)

(午前9時54分 再開)

役員選挙

○副議長(中瀬 信之君) 再開致します。

只今、議長、風口 尚君から議長の辞職願いが提出されました。

お諮り致します。この際、議長辞職の件を日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し議題と致します。

(議長 風口 尚君 退場)

先ず、その辞職願いを、事務局長より朗読致させます。

(事務局長 辞職願いを朗読する)

○副議長(中瀬 信之) お諮り致します。風口 尚君の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって風口 尚君の議長辞職を許可することに決しました。

暫時休憩致します。

(風口 尚君 入場)

○副議長(中瀬 信之) 再開致します。

風口 尚君、議長辞職の挨拶をお願い致します。

(風口 尚君 挨拶)

○副議長(中瀬 信之) これより、議会の役員選挙を行いますので参与の方は、暫時退席をお願い致します。

暫時休憩致します。

(参与 退席する)

○副議長(中瀬 信之) 再開致します。

只今、議長が欠員となりました。

お諮り致します。この際、議長の選挙を日程に追加し選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議長の選挙を日程に追加し、これより選挙を行います。

お諮り致します。選挙の方法については地方自治法第118条第1項の規定により投票によることに致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は投票によることに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

只今の出席議員数は13名であります。

投票用紙を配布致させます。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に、被選挙人の名前を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

(事務局長 議席順に点呼する)

○副議長(中瀬 信之) 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了致します。

議場の閉鎖を解きます。

これより開票を行います。

会議規則第32条2項の規定により、開票立会人に13番 小林一則君、1番 中西友子さんの2名を指名致します。

それでは、立会いをお願い致します。

(開票する)

○副議長(中瀬 信之) 選挙の結果を報告致します。

投票総数13票、これは先程の出席議員数に符合致しております。その内、有効投票12票、無効投票1票、有効投票中、風口 尚君8票、小林 豊君4票、以上のとおりであります。

この選挙での法定得票数は3票であります。

よって風口 尚君が議長に当選されました。

只今、議長に当選されました風口 尚君が議長におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知を致します。

風口 尚君挨拶をお願い致します。

○議長(風口 尚) 只今、議員各位のご推挙をいただきまして、再び議長の要職に就くことになりました。誠に身に余る光栄でございますが、大変、責任の重さを感じておるところでございます。もとより皆様ご承知のとおり、浅学非才でございますが、そのような器ではないことはよく承知しておりますが、こうしてみな様方からご推薦いただいたこの上は一身を挺して、ご厚意に御報いする覚悟です。どうか今後とも変わりませぬご指導ご鞭撻を賜りますことをお願い申し上げます。ありがとうございました。

○副議長（中瀬 信之） それでは議長、議長席にお着き願います。
暫時休憩します

（議長、議長席へ）

○議長（風口 尚） 再開致します。

只今、副議長、中瀬信之君から副議長の辞職願いが提出されました。

お諮り致します。この際、副議長辞職の件を日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職件を日程に追加し議題といたします。

暫時休憩致します。

（副議長 中瀬 信之君 退場）

○議長（風口 尚） 再開致します。

事務局長より辞職願を朗読致させます。

（事務局長 辞職願いを朗読する）

○議長（風口 尚） お諮り致します。中瀬信之君の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって中瀬信之君の副議長辞職を許可することに決しました。

暫時休憩致します。

（中瀬 信之君 入場）

○議長（風口 尚） 再開致します。

中瀬信之君、副議長辞職の挨拶をお願い致します。

（中瀬 信之君 挨拶）

○議長（風口 尚） 只今、副議長が欠員となりました。

お諮り致します。この際、副議長の選挙を日程に追加し選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって副議長の選挙を日程に追加し、これより選挙を行います。

お諮り致します。選挙の方法については地方自治法第118条第1項の規定により投票によることに致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（風口 尚） ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は投票によることに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

只今の出席議員数は13名であります。

投票用紙を配布致させます。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

(事務局長 議席順に点呼する)

○議長(風口 尚) 投票漏れはありますか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了致します。

議場の閉鎖を解きます。

これより開票を行います。

お諮り致します。会議規則第32条2項の規定により、開票立会人に2番 北 守君、3番 坪井 信義君の2名を指名致します。

立会いをお願い致します。

(開票する)

○議長(風口 尚) 選挙の結果を報告致します。

投票総数 13 票、これは先程の出席議員数に符合致しております。その内、有効投票 13 票、無効投票 0 票、有効投票中、山口和宏君 11 票、川西元行君 2 票 以上のおりであります。

この選挙での法定得票数は4票であります。

よって、山口和宏君が副議長に当選されました。

只今、副議長に当選されました山口和宏君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知を致します。

山口和宏君 ご挨拶をお願い致します。

○副議長(山口 和宏) 只今、たくさんの各位からのご指示を頂きましてありがたく思っております。微力ながら皆様のご協力をいただき、2年間、重責を務めさせていただきたいと思っておりますのでどうぞ宜しくお願いいたします。

○議長(風口 尚) 暫時休憩を致します。

(午前 10 時 30 分 休憩)

(午後 1 時 00 分 再開)

○議長(風口 尚) 再開致します。休憩前に引き続き本会議を続けます。

お諮り致します。この際、本町議会常任委員会の委員の選任を日程に追加し議題と致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって常任委員会委員の選任を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、常任委員会委員の選任を日程に追加し議題と致します。

只今より、常任委員会委員の選任を行います。

事務局長より常任委員会委員を報告致させます。

(事務局長 常任委員会委員の報告をする)

○議長(風口 尚) お諮り致します。只今、事務局長報告のとおり常任委員会委員を選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって事務局長報告のとおり選任することに決しました。

○議長(風口 尚) お諮り致します。この際、本町議会運営委員会委員の選任を日程に追加し議題と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し議題と致します。

只今より、議会運営委員会委員の選任を行います。

事務局長より議会運営委員会委員を報告致させます。

(事務局長 議会運営委員会委員の報告をする)

○議長(風口 尚) お諮り致します。只今、事務局長報告のとおり議会運営委員会委員を選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって事務局長報告のとおり選任することに決しました。

○議長(風口 尚) 次に、伊勢広域環境組合議会議員選挙についてを日程に追加し議題と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって伊勢広域環境組合議会議員選挙についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、伊勢広域環境組合議会議員選挙についてを日程に追加し議題と致します。

お諮り致します。選挙の方法につきましては、地方自治法 118 条第 2 項の規定により指名推薦で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮り致します。指名の方法については、議長において指名することに致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

伊勢広域環境組合議会議員に、北川雅紀君、前川隆夫君の2名を指名致します。

お諮り致します。只今、議長において指名致しました、北川雅紀君、前川隆夫君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって只今指名致しました、北川雅紀君、前川隆夫君が伊勢広域環境組合議会議員に当選されました。

只今、当選されました北川雅紀君、前川隆夫君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知を致します。

○議長(風口 尚) 次に、菊狭間環境整備施設組合議会議員選挙についてを日程に追加し議題と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって菊狭間環境整備施設組合議会議員選挙についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、菊狭間環境整備施設組合議会議員選挙についてを日程に追加し議題と致します。

お諮り致します。選挙の方法につきましては、地方自治法118条第2項の規定により指名推薦で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮り致します。指名の方法については、議長において指名することに致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

菊狭間環境整備施設組合議会議員に、北 守君、中西友子さんの2名を指名致します。

お諮り致します。只今、議長において指名致しました、北 守君、中西友子さんを当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって只今指名致しました、北 守君、中西友子さんが菊狭間環境整備施設組合議会議員に当選されました。

只今、当選されました北 守君、中西友子さんが議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知を致します。

○議長(風口 尚) お諮り致します。次に、伊勢地域農業共済事務組合議会議員選挙についてを日程に追加し議題と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって伊勢地域農業共済事務組合議会議員選挙についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、伊勢地域農業共済事務組合議会議員選挙についてを日程に追加し議題と致します。

お諮り致します。選挙の方法につきましては、地方自治法 118 条第 2 項の規定により指名推薦で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮り致します。指名の方法については、議長において指名することに致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

伊勢地域農業共済事務組合議会議員に、坪井信義君、北川雅紀君の 2 名を指名致します。

お諮り致します。只今、議長において指名致しました、坪井信義君、北川雅紀君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって只今指名致しました、坪井信義君、北川雅紀君が伊勢地域農業共済事務組合議会議員に当選されました。

只今、当選されました、坪井信義君、北川雅紀君が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定による告知を致します。

○議長(風口 尚) お諮り致します。次に、わたらい老人福祉施設組合議会議員選挙についてを日程に追加し議題と致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よってわたらい老人福祉施設組合議会議員選挙についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、わたらい老人福祉施設組合議会議員選挙についてを日程に追加し議題と致します。

お諮り致します。選挙の方法につきましては、地方自治法 118 条第 2 項の規定により指名推薦で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮り致します。指名の方法については、議長において指名することに致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

わたらい老人福祉施設組合議会議員に、山本静一君を指名致します。

お諮り致します。只今、議長において指名致しました、山本静一君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって只今指名致しました、山本静一君が、わたらい老人福祉施設組合議会議員に当選されました。

只今、当選されました山本静一君が、議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定による告知を致します。

○議長(風口 尚) 暫時休憩致します。

(午後 1 時 07 分 休憩)

(中瀬信之君 退場)

(選任議案配布)

(午後 1 時 09 分 再開)

○議長(風口 尚) 再開致します。

次に、町長から議案第 70 号監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

この際、これを日程に追加し議題と致したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 70 号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、議案第 70 号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長(辻村 修一) それでは、議案第 70 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、ご提案理由を申し上げます。

玉城町監査委員山口和宏氏より辞任届が提出されこれを受理致しましたので新たに、中瀬信之氏を監査委員に選任いただきたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。尚、山口和宏氏につきましては 2 年間にわたり適切な監査とご指導を賜りましたことに対し、厚くお礼を申し上げる次第であります。どうぞ、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(風口 尚) 提案理由の説明は終わりました。

お諮り致します。本案については、質疑、討論を省略致したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、質疑、討論は省略することに決しました。

これより採決を行います。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

○議長（風口 尚） 暫時休憩致します。

（中瀬 信之 入場）

○議長（風口 尚） 再開致します。

監査委員 中瀬信之君挨拶をお願い致します。

○ 監査委員（中瀬 信之） 一言、ご挨拶を申し上げます。多くの皆様方に選任を頂きましたこと、その責任の重大さを痛感しているところであります。玉城町の将来の発展のため、厳正かつ公正な責務をまっとうしたいと思っております。議員のみな様方におかれましてはご指示ご鞭撻のほど賜りますよう宜しくお願いいたします。

○議長（風口 尚） 監査委員 中瀬信之君の挨拶は終わりました。

○議長（風口 尚） 次に、議席の指定変更を日程に追加し、議題と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議席の指定変更を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、議席の指定変更を議題と致します。

事務局長より議席を報告致します。

（事務局長 議席の指定変更を報告する）

お諮り致します。只今、事務局長報告のとおり議席を指定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、只今、事務局長報告のとおり議席を指定することに決しました。

（議案書配布）

○議長（風口 尚） 再開いたします。次に、日程第 41 号 発議第 8 号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題と致します。

議会運営委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第 75 条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮り致します。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（風口 尚） これをもちまして今期定例会に付議されました案件の審査は全て終了致しました。よって、平成25年第4回玉城町議会定例会を閉会致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって今期定例会は、本日を以って閉会することに決しました。

これにて、平成25年第4回玉城町議会定例会を閉会致します。

閉会にあたり、町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

閉会の挨拶

○町長（辻村 修一） 閉会にあたり一言お礼の挨拶を申し上げます。今期定例会に提案の全ての議案につきまして、原案承認を賜りました。心から厚くお礼を申し上げます。また、会期中に賜りました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の町政運営の参考にさせていただきたいと考えております。

ただ今は、議会におかれまして新しい体制の決定をいただいたわけでございます。引き続き玉城町の町政推進のために格別のご支援、ご指導、ご協力を賜りたいと存じます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

なお、昨日もこの地方、或いは各地で大変な被害が発生しました。台風18号の被害の報告を総務産業委員会で報告をさせていただきました。玉城町では大きな被害の発生はしませんでした。色々ご意見を賜っておりますように、災害に対する備えは万全をしてかなならんとこんなふうに思っておりますので、今後さらに充実をしてみたいと思っております。どうぞ宜しくお願いいたします。引き続き玉城町の将来象として掲げておりますところの「だれもが安心して暮らせるまち」そして町の活力を高めるために努力をしていきたいと思っております。どうぞ、宜しくご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、閉会にあたりましてのお礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（風口 尚） 閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。今期定例会は去る9月10日から開会いたしまして今日まで、10日間ということで今回は平成24年度の決算の認定、或いは諸議案件、終始熱心にご審議賜りましたこと厚く御礼申し上げます。また、閉会の運びになりましたこと重ねてお礼を申し上げる次第でございます。新しく今月から、役員の改選をいただきまして、これからまた町政の発展のためにご尽力賜りますわけでございます。どうぞ宜しくお願いしたいと思います。どうもご苦勞様でした。

（午後1時19分 閉会）